

社会福祉法人 のぼり藤
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人のぼり藤における役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。
2 週平均30時間以上勤務する理事を常勤役員とみなす。
3 週平均30時間未満勤務する役員を非常勤役員とみなす。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 報酬は月額料金または日額料金のいずれかを支給することができる。
3 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支給することができる。
2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。
3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 施設の職員を兼ね職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表(5)の定めによるものとする。

(報酬額)

第6条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	0万円
理事	2,000万円
監事	0万円
評議員選任・解任委員	0万円

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期に銀行振込とする。
(1) 月額報酬については、毎月翌月10日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
(2) 日額報酬については、翌日支給とする。当日が休日の場合には、それ以後の金融機関の営業日とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則 この規程は、令和3年10月1日より施行する。
この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表 (役員等の報酬)

(1) 理事

名称	報酬額	実費弁償費
常勤役員 (月額)	1,00,000円	なし
非常勤役員 (月額)	500,000円	なし
理事会等会議出席報酬 (日額)	なし	なし
理事業務報酬 (日額)	なし	なし
理事会 (決議の省略の場合)	なし	なし

(2) 評議員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬 (日額)	なし	なし
評議員業務報酬 (日額)	なし	なし
評議員会 (決議の省略の場合)	なし	なし

(3) 監事

名称	報酬額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬 (日額)	なし	なし
監事監査等監事業務報酬 (日額)	なし	なし
決議の省略の場合	なし	なし

(4) 評議員選任・解任委

名称	報酬額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬 (日額)	なし	なし

(5) 職員給与との併給

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事	1,000,000円